

承認第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(提案理由)

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったので、報告し、承認を求めるため、提案するものである。

専 決 処 分 書

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京田辺市国民健康保険税条例（昭和36年京田辺市条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

上記のことについては、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものとする。

令和6年3月30日

京田辺市長 上 村 崇

京田辺市条例第15号

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京田辺市国民健康保険税条例（昭和36年京田辺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の京田辺市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

京田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
(保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎課税額賦課限度額を超える場合には、基礎課税額賦課限度額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が介護納付金課税額賦課限度額を超える場合には、介護納付金課税額賦課限度額）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 2及び3 (略)	(保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎課税額賦課限度額を超える場合には、基礎課税額賦課限度額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が介護納付金課税額賦課限度額を超える場合には、介護納付金課税額賦課限度額）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国保の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 2及び3 (略)	軽減判定所得の算定方法の改正 軽減判定所得の算定方法の改正